

## 16 水島港の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 提案事項

#### (1) 国際バルク戦略港湾水島港の整備促進

水島地区で操業する企業と玉島地区に新規立地する企業との連携に必要な港湾施設の整備を図ること。

#### (2) 水島港に係る航路の整備促進

東南アジア向け国際コンテナ貨物の増大と貨物船の大型化に対応するため、玉島東航路の水深12m化に向けた整備を促進するとともに、備讃瀬戸航路の航行環境改善を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

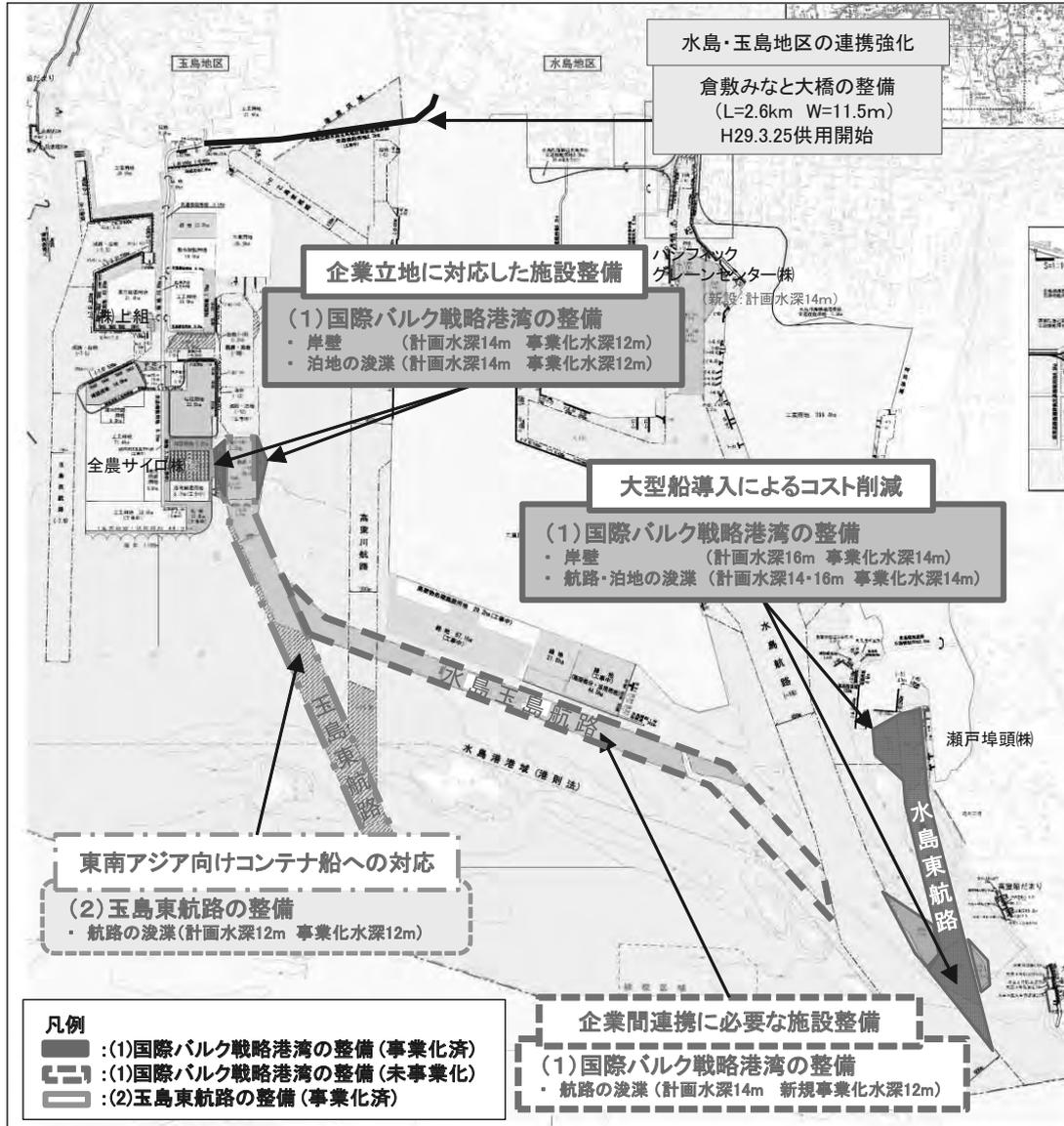
- 水島港の背後には、我が国の基幹産業を代表する大企業群が集積し、国内屈指の生産流通拠点を形成しており、製造品出荷額は約3兆円で本県の5割弱を占めている。
- 水島港の平成29(2017)年取扱貨物量は全国第10位で8,460万トン、このうち、穀物(とうもろこし・豆類)の取扱量は全国4位で196万トンである。
- コンテナ取扱貨物量については全国第15位で172千TEUとなっている。

#### 課題

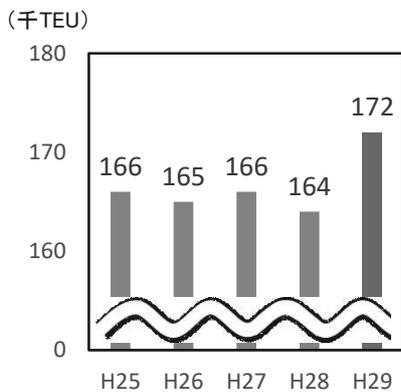
- 平成29(2017)年に玉島地区において、穀物を扱う食料コンビナートが立地操業し、企業間連携に伴う複数バース揚げにより国際バルク戦略港湾としての競争力の高まりが期待されているものの、効率的な連携を図る上で、原料の供給に必要な岸壁の整備や、航路・泊地の水深の確保が必要である。
- 玉島地区の岸壁は、令和2(2020)年4月の水深10m暫定供用に向けて整備を行っているところであるが、穀物企業各社から、さらに連携を推進するために水島地区と玉島地区を結ぶ航路や泊地の水深12mでの整備が引き続き必要であると強く求められている。
- 東南アジア向けのコンテナ船の航行に必要な航路として水深12m、幅300mが必要であるが、現状は水深10m、幅250mに留まっている。
- 備讃瀬戸航路においては、浅所があるなど、巨大船の航行に支障が生じている。

# 水島港の整備促進

事業位置図



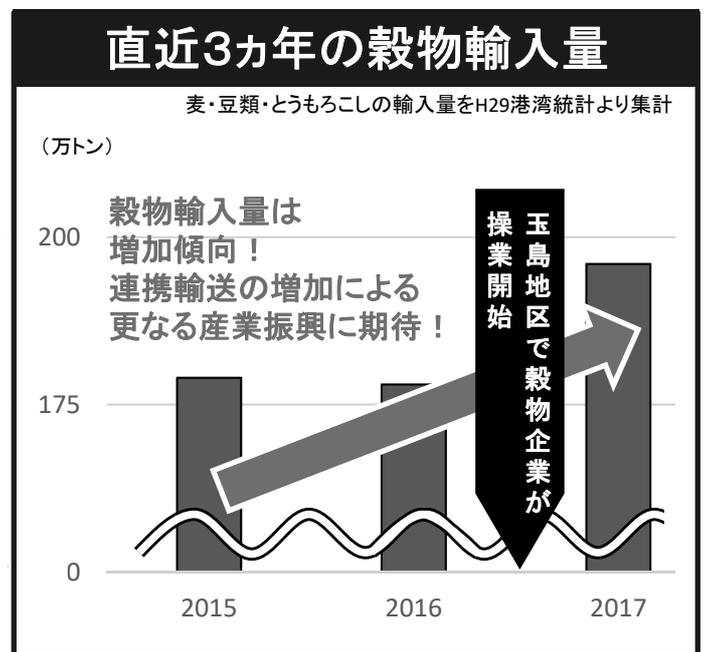
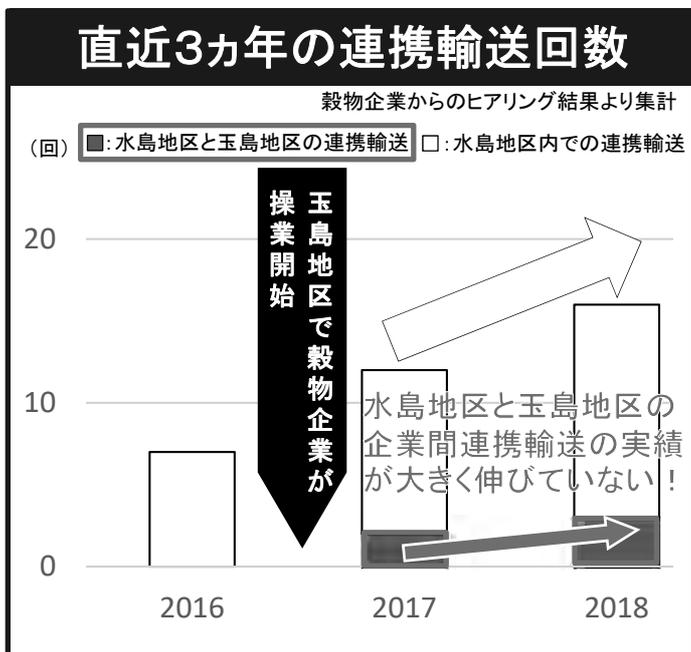
水島港の  
総コンテナ取扱貨物量推移



玉島ハーバーアイランド7号埠頭供用開始に伴う  
横持ち運搬の解消



# 企業間連携による大型船を活用した 効率的輸送が更なる産業振興に寄与



【備讃瀬戸航路の航行環境改善】

水島港には、備讃瀬戸航路を航行し、鉄鋼石や原油を積載した巨大船が多数入港している。

しかし、備讃瀬戸航路には、浅所があることから、巨大船が航行する際、標識船を配置するなどの対応を迫られ、円滑な企業活動の妨げとなっている。

備讃瀬戸航路浅所箇所



## 17 直轄国道及び地域高規格道路の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 提案事項

中四国のクロスポイント、優れた産業集積などの強みを生かした持続的発展の基盤づくりを推進するため、高速道路を補完し、地域間の連携や交流を強化する直轄国道や地域高規格道路の整備の推進を図ること。

#### (1) 直轄国道

- ・ 国道2号（岡山市～倉敷市間）及びそれに関連する岡山外環状線（国道180号岡山西バイパス）の総合的な渋滞対策の早期事業化
- ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進

#### (2) 地域高規格道路

##### ① 倉敷福山道路（国直轄・県）

- ・ 国道2号倉敷立体（片島町～船穂町船穂間）の4車線化の整備促進
- ・ 国道2号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）の整備促進
- ・ 国道2号笠岡バイパスの整備促進
- ・ 国道2号福山道路（笠岡市茂平～広島県福山市瀬戸町間）の早期事業化
- ・ ICアクセス県道の整備促進のための予算確保

##### ② 空港津山道路（国直轄）

- ・ 国道53号津山南道路の整備促進
- ・ 岡山市北区菅野～岡山市北区御津宇垣間等の未着手区間の調査検討を踏まえた効果的な事業化

##### ③ 岡山環状道路（国直轄）

- ・ 国道180号岡山環状南道路の整備促進

##### ④ 美作岡山道路（県・岡山市）

- ・ 英田IC～湯郷温泉IC間の整備促進のための予算確保
- ・ 瀬戸JCT部の整備促進のための予算確保

##### ⑤ 北条湯原道路（県）

- ・ 国道313号初和下長田道路の整備促進のための予算確保

### （提案の理由）

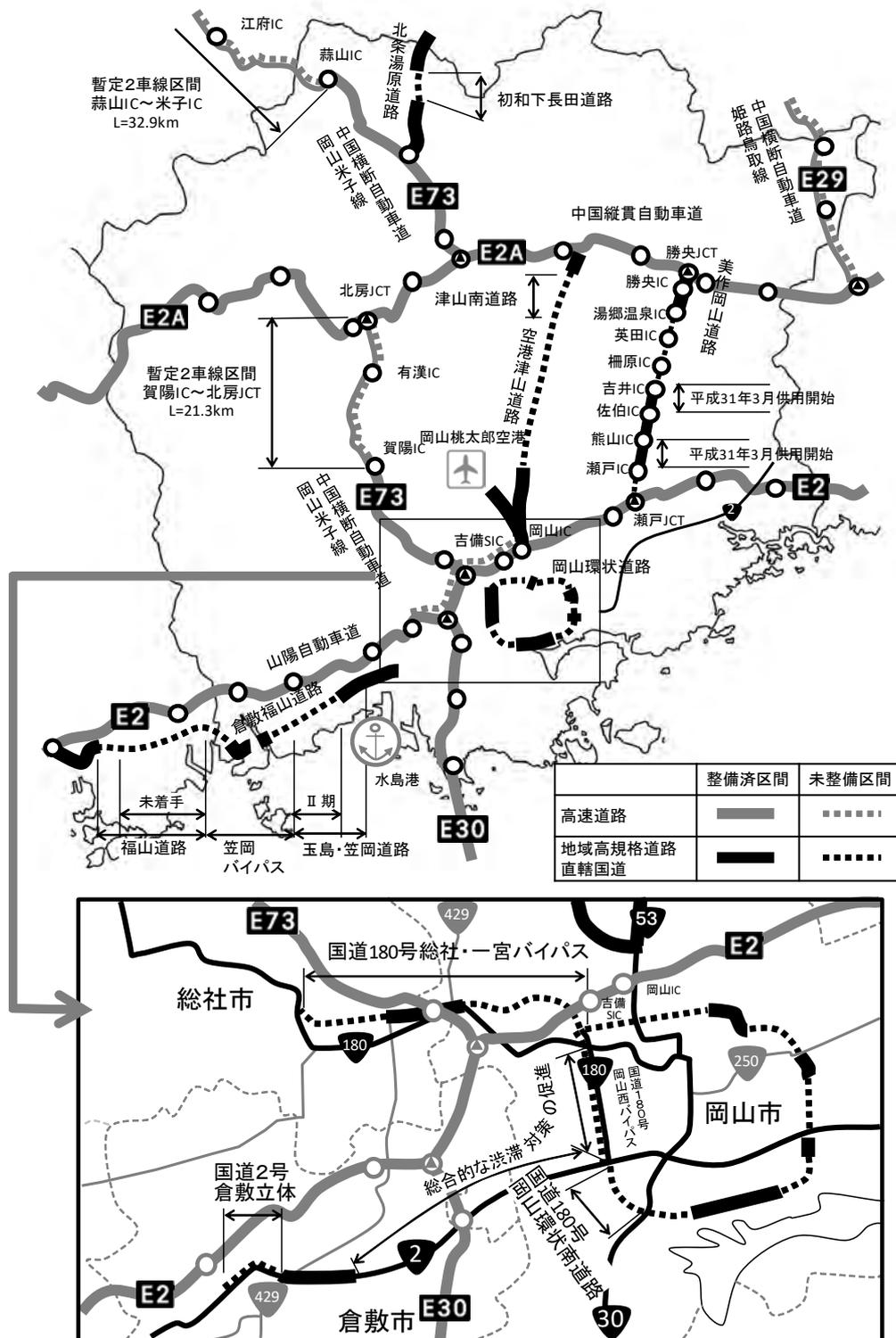
#### 現状

- 本県は、山陽自動車道や瀬戸中央自動車道など縦横に延びる高速道路網をはじめ、陸海空の交通基盤が充実した地域であるが、県北と県南など地域間の連携強化や広域交通拠点へのアクセス向上等により産業を振興するための道路整備が遅れている。
- 国道2号の岡山～倉敷間は、産業拠点や広域交流拠点間を結ぶ大動脈であるにも関わらず、中国地方で屈指の交通量があり、慢性的な渋滞が発生しているため、定時性や安全性、企業活動の生産性が著しく低下し、産業活動や観光振興等に支障を来している。
- 国道2号（岡山市南区古新田～倉敷市新田）が、「概略ルート・構造の検討（計画段階評価を進めるための調査）」箇所を選定された。

課題

- 広域交流の拡大や地域連携の促進、空港・港湾・ICなど広域交通拠点へのアクセス向上、渋滞対策に資する幹線道路ネットワークを形成し、生産性の向上等を図るため、直轄国道や地域高規格道路の早急な整備が必要である。
- 美作岡山道路の整備効果を最大限発揮するためには、中国縦貫自動車道と山陽自動車道をつなぐ必要があり、英田IC～湯郷温泉IC間や瀬戸JCT部の整備予算の確保が必要である。

【参考】直轄国道及び地域高規格道路 位置図



## 18 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化及び付加車線の早期整備

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 提案事項

#### (1) 全線4車線化

中国横断自動車道岡山米子線は、日本海～瀬戸内海～太平洋までを結ぶ基幹的な南北軸を構築し、中四国の連携強化に重要な役割を担う路線であり、安全性、定時性の確保とともに、ネットワークの代替性確保の観点からも、賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間の暫定2車線区間の全線4車線化を図ること。

#### (2) 付加車線の早期整備

事業中の付加車線は、安全かつ円滑な交通確保や大規模災害時の早期復旧に大きな効果が期待されることから、新たに整備されることとなった有漢IC～北房JCT間の付加車線を含め、早期整備を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 岡山米子線は、本州四国連絡道路、四国横断自動車道と一体となり、日本海と太平洋を最短で結ぶ基幹的な南北軸を形成するため、平成9(1997)年に暫定2車線で全線開通し、中四国地方のクロスポイントとしての本県の産業、経済、文化等の振興・発展に大きく寄与している。
- 山陰道や四国8の字ネットワークなど高速道路網の整備が進み、山陰や四国からのアクセスが容易になり、本路線の重要性が益々増してきている。
- 本路線の賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間には、当該南北軸の中で唯一暫定2車線(54.2km)が残っており、これらを解消し、全線を4車線とすることで、より強靱な南北軸が構築される。(約270kmのうち約20%が暫定2車線区間)
- 平成28(2016)年8月に暫定2車線区間において、有漢トンネルを含む4箇所計12.8kmの付加車線の設置が決定し、平成29(2017)年12月に工事着手された。
- 平成30年7月豪雨では、4車線整備済みの岡山総社IC～賀陽IC間と、暫定2車線の賀陽IC～有漢IC間で、同程度の規模の崩土が発生し通行止めとなった。4車線整備済み区間では、迅速に復旧がなされ、並行する国道180号の代替機能を果たせたのに対し、暫定2車線区間では、通行止めの解除まで時間がかかり、国道の代替機能を果たせず、新見市は2日間にわたり交通が途絶し孤立状態になった。
- 平成31(2019)年3月、有漢IC～北房JCT間の約3.3kmと江府IC～溝口IC間の約4.2kmに付加車線の追加設置が決定され、有漢IC～北房JCT間は4車線化が実現する運びとなった。
- 残る暫定2車線区間について、防災上の観点及び速度低下等の課題を踏まえ、令和元(2019)年夏頃を目途に、優先的に整備する区間をまとめる「高速道路における安全・安心計画(仮称)」を策定し、順次整備を進める方針とされている。

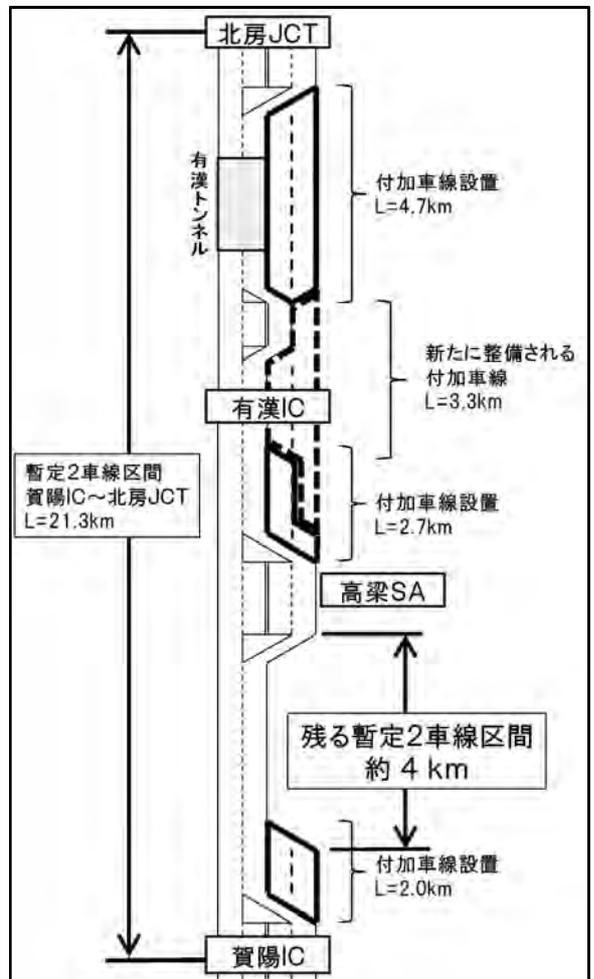
課題

- 付加車線整備後も、賀陽IC～有漢IC間には暫定2車線区間が残り、ボトルネックとなる。
- 企業誘致や観光誘客など多面にわたるストック効果を最大限発揮しておらず、生産性が低下している。
- 平成30年7月豪雨において、岡山自動車道と並行する国道がともに寸断され、ネットワークの代替性確保の課題が明らかとなった。
- 暫定2車線区間は、災害発生時の復旧工事を片側交互通行で行うため、輸送効率が低下するとともに復旧工事のスピードも遅くなる。
- 高梁SAが南海トラフ地震発生時における警察庁及び消防庁の四国方面への広域進出拠点となっているが、暫定2車線のままでは、緊急輸送や救援活動のボトルネックとなるなど、広域的な支援体制を円滑に構築できないおそれがある。

【参考】高速道路の整備状況



【参考】岡山自動車道付加車線設置箇所



米子自動車道における付加車線整備

- 事業中の付加車線 1箇所 (L=3.4km)
- 新たに整備される付加車線 1箇所 (L=4.2km)

## 19 海外における農産物ブランドの知的財産保護の強化

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

### 提案事項

海外で人気の高い日本農産物の優良品種やそのブランドなど、知的財産の保護について、地方公共団体や民間の取組を引き続き積極的に支援すること。  
特に、育成者権の取得に必要な予算の安定的な確保に努めること。

一部新規

### (提案の理由)

#### 現状

- 農林水産物の輸出拡大に取り組んでいるが、海外で特に人気の高い日本産のブドウやいちごなどでは、知的財産権を取得していなかったため、日本の有望な品種が海外で栽培されたり、ブランド名が冒認出願されるなどにより、マーケットの喪失が危惧される。
- 国では、平成28(2016)年度から「植物品種等海外流出防止総合対策事業」を創設し、海外での育成者権の取得を支援しており、県においても「岡山県輸出農産物における海外の知的財産の基本的な考え方」を策定し、国の支援事業を活用して、中国、韓国において白桃(白皇、白露)の育成者権の取得を進めている。
- 国では、アジア圏での「植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)」加入国の拡大や、育成者権の取得を促進させるため15カ国・地域との「日本の品種登録審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書」の締結を進めるなど、育成者権の保護環境の整備を実施している。

#### 課題

- 日本農産物の優良品種やそのブランドの保護には、海外での知的財産権(育成者権、商標権、GI)の取得が重要だが、育成者権の取得には相当な費用と期間を要する。
- アジア圏の多くの国では、品種保護制度の整備が十分でないことから、育成者権の取得が円滑に進まない。

## 20 森林整備法人に対する支援の充実

提案先省庁 林野庁

### 提案事項

森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。

(1) 地方財政措置の拡充

県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。

(2) 森林整備補助制度の拡充

森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。

### (提案の理由)

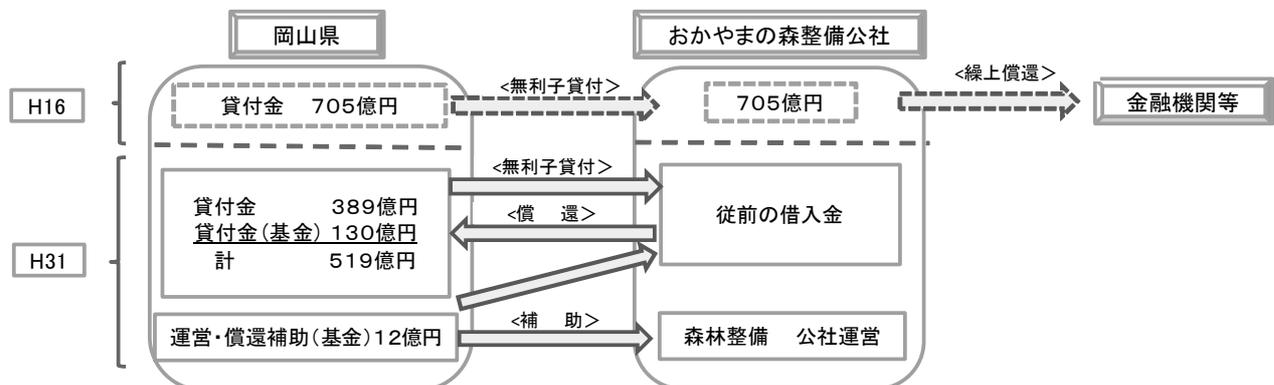
#### 現状

- 森林整備法人である「おかやまの森整備公社」は、昭和40(1965)年の設立以来、国の造林施策と相まって全国1位となる25千haの人工造林を行い、分収林として管理している。
- 平成16(2004)年には、木材価格の長期低迷等により経営存続が危ぶまれたことから、本県では公社の債務累増の防止と経営の安定化を図るため、約705億円の債務を県の短期無利子貸付に一本化するとともに、運営経費についても借入金から補助金に転換した。
- 同時に、公社は環境保全を優先した森づくりに大きく方向転換し、組織体制の見直しや効率的な事業実施によるコスト縮減など経営改善を行い、収入の確保に努めている。
- 公社が管理する森林では、伐採利用が可能な36年生以上の面積が6割を超え、今後、利用間伐や択伐等の収穫事業が増加する見込みであるが、木材価格や間伐等の補助制度等の変動により、公社の経営は不安定である。

#### 課題

- 今後、公社経営の安定化を図り森林の多面的機能を持続的に発揮させるには、国においても公社に対する財政支援を一層充実していくことが必要である。

#### 【参考】おかやまの森整備公社に係る予算措置状況 (H31(2019).4.1)



※無利子貸付金519億円の調達に係るコスト：約5億円（長期プライムレート1.00%）

## 21 鳥獣被害防止対策等の充実・強化

提案先省庁 農林水産省、環境省

### 提案事項

#### (1) 農林水産物に対する鳥獣害防止対策の推進

鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講じるため、積極的な支援を図ること。

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金について、整備交付金と推進交付金の流用など弾力的な運用と、十分な予算確保 新規
- ② 簡易で効率的な捕獲方法の研究・開発の一層の促進

#### (提案の理由)

##### 現状

- 鳥獣による農林水産被害は、約3億円と高い水準で推移している。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村の要望額に対し国の配分額が十分でないため、侵入防止柵の延長やわなの設置数等が、当初計画どおり実施できない。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、防護柵等を設置する整備交付金と捕獲活動等を支援する推進交付金に区分され、相互間の流用が認められていない。
- イノシシ、シカ、サル等鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大、農業者の高齢化等にもない、農作物被害は深刻化・広域化している。

##### 課題

- 地域の被害状況に応じ、防護対策と捕獲対策等を組み合わせ、総合的・計画的な被害防止対策に取り組む必要がある。
- 交付金の予算額は、令和元(2019)年度102.27億円となっているが、地域の要望に対して十分な予算額が確保されておらず、必要な被害防止対策が実施できていない。
- 整備交付金と推進交付金の流用が認められず、防護と捕獲の一体的な取り組みに対し、機動的な活用が出来ない。
- わなの設置、見回り・餌付け、殺処分等の捕獲作業は重労働であることから、狩猟者等の高齢化に対応した、作業の軽減につながる簡易で効率的な捕獲方法が求められている。

#### 【参考】

##### 鳥獣による農林水産被害額、捕獲数

(単位:千円、頭)

区分		H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
被害金額	イノシシ	218,890	240,471	139,736	146,884	158,638	127,613	93,103	106,544
	シカ	24,092	51,557	39,192	88,325	80,948	61,261	34,297	31,105
	サル	25,861	25,233	26,495	34,950	34,690	26,698	29,526	20,807
	その他鳥獣	228,609	162,880	171,980	124,659	112,034	119,501	124,570	131,019
	合計	497,452	480,141	377,403	394,818	386,310	335,073	281,496	289,475
捕獲数	イノシシ	6,012	12,769	12,779	18,722	21,629	20,031	24,211	23,010
	シカ	418	1,414	3,408	10,014	12,633	14,799	12,009	11,897
	サル	76	93	123	184	290	190	308	379

## 提案事項

- (2) ツキノワグマにおけるレッドリストの再評価  
東中国地域個体群のツキノワグマについて、生息数や分布状況等に応じたレッドリストの再評価を早期に行うこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 東中国地域に生息するツキノワグマは、平成3(1991)年に環境省のレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられ、各県において狩猟が禁止されるなど保護対策が進められてきた。
- このような取組の結果、東中国地域のツキノワグマの生息数は年々増加し、国のガイドラインの安定存続の水準（成獣800頭以上）を超えるまで生息数は回復しているが、平成30(2018)年の環境省のレッドリストでは、依然として「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられている。
- また、近年では、人の生活圏への出没など地元住民とのあつれきも生じており、昨年6月には県内において、ツキノワグマによる人身被害も発生している。

#### 課題

- 東中国地域のツキノワグマについては、国のガイドラインの安定存続の水準を超えるまで生息数は増加しているが、環境省のレッドリストでは、依然として「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられたままである。

### 【参考】

#### ○ツキノワグマ出没件数及び推定生息数

年度 県名	出 没 件 数					推定生息数	
	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	(H30末)	うち 成獣
岡山県	98	87	237	126	186	298	209
鳥取県	332	98	495	157	217	824	577
兵庫県	831	497	978	490	637	410	287
計	1,261	682	1,710	773	1,040	1,532	1,073

注1：兵庫県の推定生息数は、東中国地域個体群のみの数値。

注2：成獣数は、生息数のうち7割が成獣として算出。

#### ○ツキノワグマによる人身被害数

年度 県名	人 身 被 害 件 数					計
	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	
岡山県	0	0	0	0	1	1
鳥取県	0	0	4	0	0	4
兵庫県	0	0	3	2	0	5
計	0	0	7	2	1	10

## 22 酪農担い手育成機関への支援

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

### 提案事項

全国で唯一、酪農専門で実践的な担い手教育を行っている公益財団法人中国四国酪農大学が、教育水準の向上に必要な施設整備に取り組めるよう生産振興事業の採択要件を見直すこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 公益財団法人中国四国酪農大学校（以下、「酪大」という。）は、中国四国及び兵庫県の10県を構成県とする財団として昭和40(1965)年の設立以降、北海道から沖縄までの各地で中核的担い手として活躍する約1,300人もの卒業生を輩出し、全国的な酪農の担い手育成機関として大きな役割を果たしている。
- 次世代の酪農業界をリードする優秀な担い手を育成するためには、家畜飼養管理技術の習得に加え、受精卵移植技術や乳製品加工技術など時代のニーズに即した技術習得のための教育環境の整備が必要であるが、教育機関である酪大には、実習に伴う生産物収入のほかに収益もなく、施設整備に取り組むことの負担が大きい。

#### 課題

- 酪大は、農業者として位置づけられていないことから、国や(独)農畜産業振興機構等の生産振興事業を活用した教育環境整備に取り組むことができない。

### 【参考】

#### 酪大の卒業生と在校生（概要）

- (1) 卒業生：1,296人（S40(1965)～H30(2018)年度）（H31(2019).4.1現在）  
 （出身県内訳 岡山県：503人、その他構成県：599人、その他：194人）  
 （就職先内訳 後継者：612人、畜産関係団体：483人、その他：201人）
- (2) 在校生：44人（2年生：20人、1年生：24人）（H31(2019).4.1現在）

## 23 産地を支える農業生産基盤の保全 対策の推進

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

### 提案事項

本県では、中国山地から瀬戸内海に至る多様な気候や土地条件など地域が持つ強みを生かし、「くだもの王国おかやま」を代表する桃やマスカット・ピオーネ等の特色ある農産物の生産が行われ、地域の主要産業として定着している。

こうした産地を支える農業生産基盤を今後も適切に保全し、本県農業の持続的発展を図るため、保全対策に必要な財源を当初予算で安定的に確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 県内の主要な産地に農業用水を供給するダムや頭首工、畑地かんがい施設の多くは高度成長期に造成されたことから、近年急速に老朽化した施設が増加しており、産地の持続的発展のための適切な機能が発揮できないおそれが出てきている。
- 生産基盤が整備され産地化が進んだ地域では、新規就農者など力強い経営体の確保につながっているが、整備が遅れている地域では、経営体の確保に苦慮している。
- 本県では、耐用年数を超えても施設機能に支障が生じないように、施設毎の適時・適切な保全対策を推進しているが、県所要額に対して国の当初予算が安定的に確保されていない。

#### 課題

- 本県の農業就業者の平均年齢は70歳に達し、近い将来農家の大幅な減少が見込まれており、その受け皿となる担い手が健全な農業経営を続けていくためには、整備された生産基盤の適切な保全対策を着実に推進していくことが重要である。
- 令和元(2019)年度当初予算においては、一時的に臨時・特別の措置として、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が設けられたが、防災のための重要インフラが対象であることから、地域の経済活動に大きな影響を与える農業生産基盤の多くは対象とならない。
- 保全対策を計画的に実施するためには、令和2(2020)年度以降の当初予算が安定的に確保されることが重要である。

## 24 社会資本整備の推進

提案先省庁 内閣府、財務省、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省

### 提案事項

県民の生命と財産を守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川や道路、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を確保・拡充し、その推進を図ること。

- ① ゲリラ的集中豪雨や大型台風に備え、水害を防止するための河川整備
- ② 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備
- ③ 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備
- ④ 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための港湾整備
- ⑤ 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援
- ⑥ 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための下水道の整備
- ⑦ 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守る防災施設の整備
- ⑧ 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備
- ⑨ 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備
- ⑩ 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備
- ⑪ 社会資本に係る長寿命化に資する保管理の推進

### (提案の理由)

#### 現状

- 産業の振興や安心で豊かさが実感できる地域づくりを推進する上で、その基盤となる社会資本の整備は、本県の発展に必要不可欠である。
- 本県に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害や、近年頻発・激甚化している大規模な自然災害の発生状況を踏まえ、国土強靱化に向けた防災・減災対策を加速させる必要がある。
- 防災・減災対策の強化や生産性向上のためのインフラ整備の重点化を推進するため、令和元(2019)年度の国の公共事業関係予算は、臨時・特別の措置を含めると、前年度に比べ15.6%増額されたところであるが、維持管理や点検・更新などに要するコストの増大も今後見込まれることから、防災・減災対策や生産性向上に資する、河川改修、砂防堰堤や治山施設の整備、道路の新設等の新たな社会資本整備に要する予算確保については、依然として厳しい状況である。

#### 課題

- 地域経済の活性化はもとより、県民の安全の確保や中四国における拠点性を向上させるとともに、食料や木材の安定供給や国土保全など多面的機能を有する農山漁村地域の振興を図る観点からも社会資本の整備が急務であるが、近年の大規模災害の頻発・激甚化を踏まえると、今後の交付金等の継続的な確保に懸念がある。
- 安全で快適な生活を実現するための社会資本整備に必要な予算は、依然として不足しており、国全体における公共事業関係予算の安定的な確保・拡充が必要である。